

令和2年10月14日

## 公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会の開催について

### 1. 開催趣旨

令和2年6月、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）が成立し、事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等が義務付けられることとされた。同法においては、具体的な義務の内容は指針で定めることとされている。

その内容については、内部通報体制の実効性の向上につながるよう、様々な立場の有識者等の意見も踏まえて検討する必要があることから、消費者庁において、「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する（委員等は別紙のとおり。）。

### 2. 主な検討事項

改正後の公益通報者保護法第11条第4項の規定に基づく指針の内容 等

### 3. スケジュール

令和2年10月19日（月）に第1回を開催する。以後、月1回程度で開催し、令和3年春頃を目途に結論を得る。

### 4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。

### 5. 備考

検討会における配布資料及び議事要旨は、原則として、各回の会議終了後、速やかに消費者庁ウェブサイトに掲載する。

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁消費者制度課（担当：戸塚、甲賀、市川）

TEL:03-3507-8800（内線2091）

URL: <https://www.caa.go.jp/>